



令和8年4月1日から

後援名義の承認基準を変更します

これまで、県教育委員会では、本県の教育、学術及び文化の振興に寄与し、教育委員会の方針に反しない行事については、幅広く後援を承認しているところですが、学校を通じて行事の周知が図られる場合もあることから、県教育委員会が後援する行事の信用性を担保できるよう、後援名義の承認基準等を変更しましたので御理解いただきますようお願いいたします。

<基準変更後の主な承認基準>

1 以下に記載する団体が主催する行事であること

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又はこれらに準じる団体
- ② 学校の連合体又は学校を主な構成員とする団体
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人(申請団体の上位に属する団体が公益社団法人又は公益財団法人の場合を含む)
- ④ 新聞社、放送局等の報道機関
- ⑤ その他教育長等が適当と認める団体

2 行事の内容が要綱に記載する全ての要件を満たしていること (要件の例)

- ① 本県の教育、学術及び文化の振興に寄与する行事で、公益性があること
- ② 営利を目的としないこと。(入場料等を徴収する場合は、入場料等が必要最小限の実費相当額であると判断される行事に限り、後援を承認します)
- ③ 原則として開催実績があること。

※ 上記は要件の一例です。詳細については県ホームページに掲載している「教育委員会における各種行事に対する後援事務取扱要綱」を御確認ください。

新たな承認基準(教育委員会における各種行事に対する後援事務取扱要綱)はこちら

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-soumu/kouenmeigi.html>



<新たな基準適用日>

令和8年4月1日

※令和8年3月31日までに申請された行事については、改正前の基準により審査を行います。